

中央小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 基本理念

— いじめは しない させない 見逃さない —

(いじめ防止対策推進法第3条より)

- いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨とする。
- すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童等が十分理解できるようにすることを旨とする。
- いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【学校及び学校の教職員の責務】(いじめ防止対策推進法第8条より)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめ防止の基本姿勢】

- 互いを認め、助け合うことのできる人間関係の構築
- 規律・学力・自己有用感を持つことのできる児童の育成
- 児童の変化への気付き、情報の共有、速やかな対応
- すべての教職員で共通理解を図った上での組織的な指導体制の確立
- 家庭・地域・専門組織との緊密な連携、協働
- 隠蔽や虚偽のない正確で丁寧な説明

2 いじめ防止対策組織「校内いじめ防止委員会」

<構成>

(1) 定例

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・道徳主任・人権教育担当・教育相談担当・養護教諭

(2) 必要に応じて(定例の委員に加えて)

当該児童の担任・学年主任・長欠担当・特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー<SC>・スクールソーシャルワーカー<SSW>・市教委指導主事、関係機関等

※「必要に応じて」…いじめ防止基本方針策定時、いじめ事案発生時等

<活 動>

- (1) いじめ防止基本方針の策定・改訂
- (2) いじめに関する実態アンケートの実施・集計・分析
- (3) いじめに関する校内研修の計画・実施
- (4) いじめ防止の啓発に関する計画・実施
- (5) いじめ発生時における事実関係の把握、対応策の協議
- (6) 重大事態発生時における調査、市教育委員会への報告、対応策の協議
- (7) その他、いじめに関する事項

<開 催>

- 定例会議…毎月1回
- 臨時会議…いじめ事案が発生した場合は、速やかに開催

3 いじめ防止（未然防止）に対する取組

(1) 授業改善・児童同士の良好な人間関係づくりの推進に努める。

- ①規律があり、どの児童もわかる授業づくりを進めることで、基礎的な学力を身につけ、周囲から認められているという実感を持った児童を育成する。また、教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。
- ②全教育活動を通して、「互いに尊重し合う」という人権意識を高めるとともに、「いのち」の繋がりと輝きを主題にした「考え、議論する」道徳科の授業を展開し、強い心と正義感をもち、互いを認め合い、助け合うことのできる児童を育成する（人権集会の開催・道徳授業の公開など）。
- ③社会体験活動や自然体験活動、奉仕活動等への積極的参加を推進することで、人と触れ合い、自主的・主体的に行動することのできる児童を育成する。
- ④話し合い活動や体験活動を取り入れ、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を推進する。また、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力をつける取組を推進する。
- ⑤過度の競争意識・勝利至上主義等が児童のストレスを高める等、いじめを誘発する場合もあることに留意し、常に児童の実態に合った指導に努める。
- ⑥命の教育を充実させ、自他共に命を大切にできる児童を育成する。
- ⑦配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国にルーツを持つ児童、性的マイノリティの児童等）について、教職員が児童個々の特性を情報共有し、保護者と連携しながら、児童に対する指導を組織的に行う。
- ⑧長期欠席児童、不登校気味の児童に対する心無い言動がないよう、十分な配慮をする。

(2) いじめについての共通理解に努める。

- ①いじめの態様（インターネット上でのいじめを含む。）、特質、原因、背景（教職員の不適切な

発言や体罰がいじめを助長することも含む)、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で共通理解を図る。

②課外活動においては、過度の競争意識を持たせることや勝利至上主義等に陥ることが児童のストレスを高め、いじめを誘発する原因となり得ることを全職員で共通理解を図る。

③児童に対して「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成し、暴力や暴言を排除する。

④定期的な「教育相談期間」(每学期全児童対象)や臨時の「ちょっと相談期間」を設けるとともに、日常的な相談窓口を開設し、相談しやすい人間関係や環境を構築する。

⑤家庭でいじめの可能性があると判断した場合は、早急に学校に相談をするよう啓発活動を行う。

(3) 児童自らがいじめについて学び、防止対策に取り組めるようにする。

①「学校いじめ防止基本方針」について、児童、保護者、地域に対してホームページによる周知の他、入学時、年度初め等、さまざまな機会を活用して伝え、いじめの問題に気付き、防止に向けて取り組むことのできる児童を育成する。

②いじめの重大性に自ら気付き、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童を育成するために「いのちを大切に作るキャンペーン」「いじめ撲滅キャンペーン」に取り組む。また、児童に対しては全校集会や校内放送、保護者に対しては保護者会や学校便り等で啓発を行う。

③「観衆」「傍観者」の立場にいる場合もいじめているのと同様であることを指導する。また、傍観する児童に、いじめを受けた児童の苦しみを理解させ、いじめを受けている児童を救える態度を育成する。

④自分がいじめられていることや周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。

4 いじめに対する取組

【早期発見・早期対応】

(1) 児童の些細な変化にも気付く。

①児童に対して、四街道市教育委員会指定のいじめアンケートを年1回(10月)以上実施し、それらを基に全児童との個別面談に取り組むことで、児童の人間関係や悩み等を把握し、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

②保護者に対して、年1回(10月)四街道市教育委員会指定のいじめアンケートを実施し、保護者からの状況確認を行う。

③確認し終えたアンケートは3年間保存する(重大事態に関するアンケートは5年間保存)。

④児童の様子を学校生活全体を通して多くの教師で見守り、気づいたことを日常的に情報交換する。休み時間等授業時間外の児童の人間関係を観察する等、日常的に児童の些細な変化(表情がさえず、うつむきがちになる。教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる等のいじめの兆候)に気付けるよう努める。

⑤校内の相談窓口及び外部相談窓口(四街道市青少年育成センター、四街道市市役所子育て支援課、子どもと親のサポートセンター、いのちの電話、警察など)について、全校集会や学校だより等を活用して周知を図る。(P7 学校外相談窓口参照)

(2) 事実関係を早期に把握し、解決を図る。

- ①児童に対しては、常にいじめ等での悩みを担任や相談担当へ相談することの大切さを伝えるとともに、関係児童の安全と人権に配慮し、訴えのあった内容について親身になって話を聞く。
- ②複数の教職員で組織的に対応し、いじめではないかという疑いを持って（対応不要であると個人の判断はしない）、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ③教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校内いじめ防止委員会に報告し、組織的な対応を行う。校内いじめ防止委員会は、必要があれば警察などの関係機関と連携する。
- ④いじめがあった場合、事実関係を保護者に連絡し、速やかに電話連絡や家庭訪問、面談等の対応を行う（やむを得ない場合を除き、家庭訪問等による面談を原則とする）。

【いじめ発生時の対応】

(1) 事実関係の把握と情報共有

- ①いじめ事案が発生した場合、教職員（学級担任等）は、いじめられた児童・いじめている児童・周りで見ていた児童に速やかに事実関係を確認する。聞き取りは、原則として個別に行い、必ず記録を残しておく。聞き取り内容は、いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どんなことを等について聞き取る。また、担任一人で抱え込むことなく、学年主任等、同学年の職員とも連携し、対応する。
- ②いじめを認知した教職員は、事実関係を把握した後、校内いじめ防止委員会に報告・相談する。
- ③校長は、速やかに校内いじめ防止委員会を開催し、確認した事実関係を基に今後の対応を検討の上、教職員間の共通理解を図る。必要に応じて、保護者への連絡、市教育委員会への報告、警察への通報等、関係者・関係機関と連携しながら対応する。
- ④教職員は、関係児童のプライバシーに十分留意して対応する。

(2) いじめられた児童への対応

- ①被害児童、被害児童保護者に、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をすることを伝える。
- ②関係児童の安全と人権に配慮し、当該学級の担任は、校内いじめ防止委員会とともに事実関係の聴取・確認を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- ③児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ④児童が安心して学校生活を送ることができるよう、校内いじめ防止委員会において支援計画を策定し、当該児童にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の方等）と連携しながら、当該児童の気持ちに寄り添い、支える。
- ⑤保護者に対しては、担任及び相談窓口担当より、事実関係や「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応を行うということを適切に伝える（家庭訪問等の面談によって伝えることを原則とする）とともに、児童の不安を除去し、安全を守ることを伝える。必要に応じてSCの活用等を勧め、心のケアを継続的に行っていく。
- ⑥いじめをきっかけとした不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、学校復帰に向けて取り組んでいく。
- ⑦いじめの調査結果について、被害児童及び保護者へ情報を適切に提供する。

(3) いじめている児童への対応

- ①加害児童、加害児童保護者に、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をすることを伝える。
- ②いじめたとされる児童からも事実関係の聴取・確認を行う（いじめの発覚から間を置かず、原則として個別に聴取を行い、必ず記録を残しておく）。いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。また、複数の教職員で対応にあたり、いじめられた児童や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止する。
- ③いじめている児童に対しては、いじめの背景や心情を理解し（ただし、自身の正当化や責任転嫁は認めない）、その児童の心の安定を図る指導をするとともに、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。また、いじめがどれほど相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる。
- ④保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して適切な対応が行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。周りで見えていた児童からも事実関係の聴取・確認を行い、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。
- ②はやし立てるなど同調していた児童へは、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させる。また、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動を取ることが重要であることを指導する。
- ③当該児童を含む集団が、好ましい人間関係を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上でのいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、名誉毀損やプライバシー侵害の恐れがある時は、プロバイダーに対して速やかに削除を求める。必要に応じて、法務局・地方法務局の協力を求める。
- ②法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、県警機関の取組についても、教職員（必要に応じて、児童や保護者）に周知する。
- ③SOS の出し方教育について、年間計画の中に盛り込み、年度初めなど適切な時期に実施を行い、インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童に指導するとともに、保護者への理解を求めていく。

【いじめ解消後の対応】

- ① 「いじめが解消している」状態については、国の基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して組織的に判断する。

(例)「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が少なくとも3か月間継続していること」。

被害者本人や保護者への面談などで、心身の苦痛を感じていないかどうか確認し「被害者が心身の苦痛を感じていない」状態が少なくとも3か月継続していること。

- ②「解消している」状態に至った場合でも、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察し、必要に応じて面談等を行う。

【重大事態発生時の対応】

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号、2号より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

以上のことから、本校では、以下のような事案を「重大事態」と捉えるものとする。

- ①児童が自殺を企図した場合
 - ②児童が身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④児童が精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤児童が相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- その他、保護者から申し立てがあった場合

（1）重大事態の報告

重大事態が発生した旨を速やかに市教育委員会に一報した後、文書（事故報告書等）にて改めて報告する。

（2）重大事態の調査

- ①臨時いじめ防止委員会を立ち上げ、必要に応じてSSW等の専門的知識を有するものを加えて調査する。
- ②調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、適切に実施する。また、必要に応じて警察や関係機関との連携も図る。
- ③必要に応じて全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。
- ④メンタルヘルス・ケアのための体制を整え、不安の解消に努める。
- ⑤いじめを受けた児童及び保護者に対しては、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

5 いじめ問題に関する年間計画

月	いじめ問題に関する年間計画
4月	・全学年担当からの児童に関する引き継ぎ、情報交換 ・いじめ対策に関わる共通理解（職員研修） ・保護者等との情報交換（保護者会） ・「いのちを大切にするキャンペーン」（4～7月） ・校内いじめ防止委員会①
5月	・四街道市学校警察連絡委員会① ・校内いじめ防止委員会②
6月	・教育相談期間① ・校内いじめ防止委員会③

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳科授業実践（指導主事参観7～12月） ・校内いじめ防止委員会④（研修会兼ねる） ・情報モラル教育（青少年育成センター）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修会 ・道徳教育研修会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止委員会⑤
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間② ・校内いじめ防止委員会⑥ ・いじめ撲滅アンケート（児童・保護者対象）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道市学校警察連絡委員会② ・いじめ撲滅キャンペーン（11/11～12/10） ・校内いじめ防止委員会⑦
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止委員会⑧ ・情報モラル教育（青少年育成センター）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間③ ・人権週間 ・校内いじめ防止委員会⑨
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止委員会⑩
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止委員会⑪

* 中央小相談窓口

（電話番号）043-422-2138
各担任及び相談窓口担当
総合窓口：教頭
悩み事相談窓口：スクールカウンセラー・養護教諭・保健主事・生徒指導主任・人権担当
※児童用相談ボックス（保健室前に常設）

* 学校外相談窓口

四街道市教育委員会	指導課	043-424-8925	
四街道市青少年育成センター		043-421-7867	
四街道警察		043-432-0110	
四街道市消防本部		043-422-0119	『119』
四街道市役所（子育て支援課）		043-421-6124	
中央児童相談所		043-252-1152	
子どもと親のサポートセンター		0120-415-466	

6 点検・評価、見直し、公表について

(1) 点検・評価

〇いじめ防止、早期発見、発生時の対応に関する取組について、学校評価の項目に加え、評価結果や原因の調査・分析に基づき、次年度の方針に反映する。

(2) 見直し

- ①いじめ防止対策推進法や国・県・市の基本方針の改定を踏まえた見直しを行う。
- ②その他、改定の必要が生じた場合、見直しを行う。
- ③「いじめ防止基本方針」は、教職員、児童生徒等から幅広く意見を聴取し、策定する。

(3) 公表

- 学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。